

人事労務通信

社会保険労務士法人 金丸労務管理事務所
 所長 金丸 憲史
 〒880-0014 宮崎市鶴島2丁目13番24号
 TEL (0985)22-6300 FAX (0985)22-6527
<http://www.kanemaru-roumu.jp>

CONTENTS

page

- | | |
|---|--|
| <p>1 改正入国管理法が成立
外国人の受け入れはどこまで広がる?</p> <p>2 特集 実は正しく理解できていない!!
時間外労働と休日労働のちがい</p> <p>4 TOPICS
 ●10人に1人が「WEB面接」を経験
 ●66歳以上、70歳以上でも働ける企業の割合は?
 ●上司に言われて嫌な一言、やる気が出る一言
 ●初任給はすべての学歴で前年より上昇</p> | <p>6 働き方改革で、こう変わります!
脱時間給への挑戦!
高度プロフェッショナル制度</p> <p>7 すっきりわかる。社会保険
賞与? それとも通常の報酬?</p> <p>8 社員のSNS対策は必要?
学生アルバイトの投稿による炎上</p> <p>8 労務ひとこと
今年のGWは最大10連休、10/22も祝日に</p> |
|---|--|

改正入国管理法が成立

外国人の受け入れはどこまで広がる?

改正入国管理法が昨年12月8日に可決・成立し、今年4月から施行される予定です。深刻な人手不足に対応するため外国人の受け入れが大幅に拡大されます。

現行の入国管理法では、日本国内で長期間働ける外国人は医師や教授など高度な人材のみで、単純労働は認められていません。留学生のアルバイトや技能実習生が単純労働の分野における労働力となっているのが現状ですが、労働時間や期間の制約があります(右上の図参照)。

新たな在留資格

改正法では「特定技能1号」「特定技能2号」という新たな在留資格を

創設し、単純労働分野への就労が可能となります。

特定技能1号の資格は、一定の技能と日本語能力を持つ外国人や技能実習終了後の希望者に与えられ、在留期間は最長5年となっています。特定技能2号は1号よりも熟練した技能が求められますが、在留期間の更新ができ、条件を満たせば永住も可能です。家族の帯同も認められます。

これらの新たな在留資格が適用される業種は今後、省令などで定められる予定です、右下の図のような業種が検討されています。

現状で就労できる資格

医師や教授など
高度人材
(長期可能)

留学生
(週28時間までの
アルバイト)

技能実習生
(最大5年)



新たな在留資格

名 称	特定技能1号	特定技能2号
必要な条件	一定の技能	熟練した技能
家族の帯同	できない	できる
在留期間	通常で5年	更新可能、条件を満たせば永住も

特定技能1号(14業種)

- 介護 ●農業
- 漁業 ●外食
- 電気・電子機器関連産業 など

特定技能2号

- 建設 ●宿泊 ●造船・舶用工業
- 自動車整備 ●航空整備 など